

フード・アクション・ニッポン 推進パートナー規約

(趣旨)

第 1

この規約は、フード・アクション・ニッポン推進パートナーの活動にあたり遵守すべき事項を定めるものです。

(推進パートナー参加の申請及び登録)

第 2

(1) 推進パートナー参加を希望する企業・団体(以下「申請者」という)は、「様式 1」または「フード・アクション・ニッポンホームページ(<http://www.syokuryo.jp>)」によりフード・アクション・ニッポン推進本部事務局長(以下「事務局長」という)あてに参加希望を申請することとします。国産農林水産物の消費拡大を図るという趣旨に賛同するすべての企業・団体(政治団体・宗教法人および反社会的勢力を除く。また公的機関・地方公共団体・個人事業主を含む)が対象です。

(2) 事務局長は内容を審査の上、参加登録を認めた場合は「様式 2」の「フード・アクション・ニッポン推進パートナー参加登録証」を申請者に発行します。

(活動内容)

第 3

推進パートナーは、推進パートナーであることを表明することができます。推進パートナーは、国産農林水産物の消費拡大を図るというフード・アクション・ニッポン(以下「本運動」という)の趣旨に沿い、以下 1~9 の項目のうち1つ以上の活動を実施していただきます。

1. 国産農林水産物の生産を推進する
2. 国産農林水産物を使用した加工品の開発・生産を推進する
3. 国産農林水産物、およびそれを使用した加工品の販売を促進する
4. 国産農林水産物、およびそれを使用した製品の消費拡大に関わるその他の活動を行う
5. 国産農林水産物の消費拡大に関わる、啓発活動や社会貢献活動を推進する
6. 企業・団体組織の中で国産農林水産物の消費を推進する(社員食堂での国産メニューの推進など)
7. 企業・団体の構成員とその家族、関係団体などへ国産農林水産物の消費拡大に関わる啓発活動などを推進する
8. 広報や広告その他の活動における本運動の推進パートナーロゴマークの提示により、本運動への支援の意思を表明する
9. その他国産農林水産物の消費拡大を図るという本運動の趣旨に沿った活動を行う

(推進パートナー登録期間)

第 4

推進パートナーの登録期間は、事務局からの期間終了の連絡がない限り本事業および、今後本運動を推進する事業が存続している期間とします。事務局から期間終了の連絡がない限り、4月からの毎年度ごとに登録を自動的に更新します。

(推進パートナー参加の中止)

第 5

推進パートナーは事務局に対し推進パートナー取りやめ届出書を提出することにより、いつでも推進パートナー参加をとりやめることができます。

(推進パートナーロゴマークの利用など)

第 6

推進パートナーは、「フード・アクション・ニッポン推進パートナーロゴマーク利用許諾要領」(以下、「ロゴマーク利用要領」という)に従い推進パートナーロゴマークの利用が認められた場合、推進パートナーロゴマークを利用することができます。

(1) 推進パートナーロゴマークの利用にあたっては、別途定める「推進パートナーロゴマーク利用規程」(以下、「ロゴマーク利用規程」という)を遵守していただきます。

(2) 推進パートナーロゴマークは無償で利用することができます。

(活動のアンケート調査へのご協力について)

第 7

推進パートナーは事務局から要望があった場合には、適宜国産農林水産物の消費拡大に関わる活動内容に関するアンケート調査にご協力いただきます。アンケート結果は、推進パートナーが全体としてどのように活動されているかを把握し今後の活動推進の資料とさせていただきます。また、個別企業・団体が特定される形で公表することはありません。

(登録の取り消し及び是正の為の処置について)

第 8

推進パートナーが本運動の趣旨に反するような行為、または法令及び公序良俗に反する行為を行ったと農林水産省または事務局長が認めた場合、あるいは推進パートナー規約、ロゴマーク利用要領及びロゴマーク利用規程に違反したと農林水産省または事務局長が認めた場合など、農林水産省または事務局が必要と認めた場合は、次の措置を順次講ずることとします。

- (1) 是正のための改善要求
- (2) 警告
- (3) 推進パートナー参加登録の取消しや推進パートナーロゴマーク利用許諾の取消し
- (4) 企業・団体名公表
- (5) 訴訟

(附則)

この規約は、平成 20 年 10 月 3 日(平成 27 年 9 月 2 日改訂)から施行します。本規約は、事務局により事前の通知なく改訂される場合があります。改訂内容についてはフード・アクション・ニッポンホームページなどで通知いたしますのでご確認ください。

(申請書類等送付先)

153-0062 東京都目黒区三田 2-7-6 目黒フラット 1F

フード・アクション・ニッポン推進本部事務局